

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○○ ほか37名

被告 国ほか4名

請求の趣旨の追加的変更

2019年5月15日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

目次

はじめに	3
一 変更前の請求の趣旨	3
二 変更後の請求の趣旨	3
三 追加的に変更した請求の趣旨に対する請求原因	3
四 本件「戦争法」の立法事実が不存在であることの概要	5
1 立法理由の「ホルムズ海峡の機雷除去」が示す立法事実の不存在	5
2 立法理由の「米艦防護の必要性がないこと」	6
3 立法理由の「米艦のミサイル防衛」の立法事実の不存在	7
4 本件「戦争法」は立法目的(安全保障環境)を悪化させる	8
5 立法理由の「安全保障環境の悪化」の客観的事実の不存在	9
6 本件「戦争法」こそが「安全保障環境」の悪化をもたらす	11
7 日本の安全保障にアメリカがさらにコミットするとは考えられないこと	12
8 存立危機事態該当性の判断基準の不存在	13
9 小結(「立法事実」が不存在である)	13
五 本件「戦争法」の「立法目的」と「手段選択」には、正当性・相当性がない	14
結語	14

はじめに

2016年6月17日付け提出の訴状を同年8月25日付けで下記の「一 変更前の請求の趣旨」へと補正したが、これを「二 変更後の請求の趣旨」に変更する。なお、以下の略語は従前の例による。

記

一 変更前の請求の趣旨

1、被告らは、原告らそれぞれに対して、各金千円及びこれに対する本訴状送達の日
翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2、訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

二 変更後の請求の趣旨

1、「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性が
ない本件「戦争法」の立法行為及び施行行為の無効を確認する。

2、被告らは、原告らそれぞれに対して、各金千円及びこれに対する本訴状送達の日
翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3、訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに第2項につき仮執行の宣言を求める。

三 追加的に変更した請求の趣旨に対する請求原因

1、被告らは、「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」が正当・相
当でないにもかかわらず本件「戦争法」を強行成立(2015年9月19日)し、施行(20

16年3月29日)した。

『憲法Ⅱ(第5版)』(中野俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利 有斐閣 2012年)の「Ⅱ 違憲審査制と憲法訴訟 —— 第一節 違憲審査制 —— 三 審査の方法と基準 —— (1) 審査方法」で、「①立法事実の意義」を次のように解説している。

裁判所の審理は、通常は当該事件の個別的な事実(たとえば刑事事件において、某月某日某所においてYが酒酔い運転で人をはねて重傷を負わせたという事実、あるいは民事事件において、某月某日YがXからしかじかの金を借りたという事実)を、当事者の主張・立証に基づいて認定することと、その認定事実¹に法をどのように適用するかということにあてられる。このような事実は司法事実ないし判決事実と呼ばれる。憲法訴訟も、その本体である訴訟の審理は、この点をめぐって行われることに変わりはない。憲法上の争点にかかわる司法事実は、たとえば公安条例の違憲が争われる場合、Xが条例に沿った許可申請を行ったとか、公安委員会が不許可処分をしたとか、無許可で集会を行ったとかの一連の事実がそれにあたる。しかし法令自体あるいはその適用の違憲が争われる憲法訴訟においては、そのような個別・具体的事実のほかに、その立法事実、すなわち立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実の存否を確かめることが必要な場合が多い。立法者が立法をするにあたっては、それを必要とさせる社会的・経済的等の事実が当然認識されているはずであるが、立法者による立法事実の認識に誤りはないか、立法事実は裁判の時点でも存在しているか等の審査が必要とされるのである。そして法令の違憲審査は、通常は、立法者が設定した立法目的と、その立法目的を達成するために選択した手段の両面にわたって行われるが、検証された立法事実に照らしてそれら立法目的と手段選択は正当かつ相当といえるかどうかの判定がなされることによって、裁判官の臆断によらない、科学的な根拠に立った憲法判断が可能になり、判決に説得力がもたらされることになる。(302～303頁。下線は原告ら。)

以上のように、法令を立法化するに際して、「立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実」が不可欠である。また、その法令の違憲審査において、「立法者が設定した立法目的と、その立法目的を達成するために選択した手段の両面にわたって行われるが、検証された立法事実に照らしてそれら立法目的と手段選択は正当かつ相当といえるかどうかの判定が」問われるが、後述するように、本件「戦争法」の「立法事実」は不存在であり、しかも「立法目的」と「手段選択」には正当性・相当性がない。よって、本件「戦争法」の立法行為及び施行行為の無効の確認の訴えを請求の趣旨に追加する。

2、従前の請求原因は、そのまま援用する。

四 本件「戦争法」の立法事実が不存在であることの概要

被告国は、集団的自衛権の行使を容認する解釈変更の根拠を「安全保障環境の変化」とした。しかし、それが、どのような変化なのか、どのような立法の必要性に結びつくのかについて、国会の審議を通じて、またその後も、具体的な説明をしていない。そして、被告らは、本件「戦争法」案について国民の理解が十分得られていないことを自認しながら、同法案を強行成立し、同法を施行した。

以下、本件「戦争法」を必要とする立法事実(立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実)が存在しないことの概要を述べる。

1 立法理由の「ホルムズ海峡の機雷除去」が示す立法事実の不存在

ア 自衛隊によるホルムズ海峡の機雷除去のために憲法解釈の変更をして集団的自衛権の行使を容認することが必要であるという被告国の立法理由は、安保法制懇でも取りあげられ、国会審議においてもその必要性が幾度となく繰り返し強調された。他国の領域での武力の行使は、「現在これ以外念頭にない」とも繰り返された。

ところが、国会審議の最終盤において、安倍首相は、イラン・中東の情勢を問われ、「ホルムズ海峡における機雷掃海は新三要件に該当する場合もあり得るものでありますが、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」と、現状での必要性を否定するに至った(2015・9・14 参・安保法制委30頁 安倍総理大臣答弁)。なお、「新三要件」については、原告準備書面(35)など詳細に述べているとおりである。

イ このホルムズ海峡機雷掃海問題については、もともと多数の識者から疑問が呈されていた。例えば、半田滋東京新聞論説委員兼編集委員は、次のように指摘している(半田滋「立法事実なき安保法制一無責任な政治家、自己責任を負わされる自衛隊」長谷部恭男・杉田敦編『安保法制の何が問題か』203～205頁(岩波書店2015年))。

疑いの眼でみていくと、安倍首相の説明がいかにてたらめであるかが分かる。首相は集団的自衛権行使が例外的に許される事例として、ホルムズ海峡の機雷除去をあげる。ペルシヤ湾岸諸国から石油の八割を購入しているため、エネルギー不足が日本の存立を脅かし、国民の生死にかかわる明白な危険があるというのだ。

本当だろうか。経済産業省資源エネルギー庁が製作したパンフレット「日本のエネルギー 二〇一四」によると、二〇一三年度の日本の電源を構成するエネルギー源はトップがLNG(液化天然ガス)で四三・二%、次に石炭三〇・三%、そして

三番目に石油・LPG(液化石油ガス)で一三・七％となっている。石油・LPGの八割がストップしても、日本のエネルギー全体の一割の窮乏でしかない。LNGの輸入相手は順にオーストラリア、カタール、マレーシア、ロシアから購入しているため、カタールを除けばホルムズ海峡の封鎖による影響はない。石炭はオーストラリアが圧倒的で海峡封鎖の影響はまったく受けない。

また日本は一九七五年に制定された石油備蓄法により、二〇一五年七月現在、国家備蓄で一八日分、民間備蓄八六日分、産油国共同備蓄二日分の合計二〇六日分の石油が国内に備蓄されている。民間備蓄は湾岸戦争などで五回、取り崩したが、国家備蓄は放出例がない。政府はどの時点で存立危機事態を認定するのだろうか。機雷がまかれた時点、石油備蓄量が不安になった時点、石油が高騰して経済に影響が出た時点だろうか。

機雷がまかれた時点では十分な備蓄があり、武力行使の三要件のうち第二要件の「他に適当な手段がない」に該当しないはずである。

ホルムズ海峡が封鎖される蓋然性が高いというなら、シェールオイルの噴出により世界の産油国になった米国に日本への輸出を求める方法もある。米国は原則、米本土からの石油輸出を禁止しているが、一五年五月に訪米し、オバマ大統領と会談した際、なぜ安倍首相はホルムズ海峡封鎖の危機を訴え、シェールオイルの輸出を求めなかったのだろうか。

その理由は明らかである。ホルムズ海峡封鎖は核開発を進めるイランによる機雷敷設を前提にしている。一五年四月の暫定合意に続き、七月には主要六カ国との間で核査察の受け入れ同意が成立し、経済制裁が解除されるイランが機雷をまく理由などないからだ。

また米国はイラク、シリアでイスラム教スンニー派過激派組織「イスラム国(IS)」への空爆で、イスラム教シーア派の盟主とされるイランの協力を得ており、米国とイランは過去になく良好な関係になりつつある。

そのイランを攻撃対象とみなして法案審議を進める安倍政権は世界からどのように見られているだろうか。

2 立法理由の「米艦防護の必要性がないこと」

ア 安倍首相は、安保法制懇が報告書を提出した2014年5月15日の記者会見において、紛争地域から退避する日本人母子が乗船している公海上の米艦を描いたパネルを示しつつ、集団的自衛権を行使して自衛艦がこの米艦を防護することが必要だとし、「こうした事態は机上の空論ではありません」「まさに紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさん、子供たちかもしれない。かれらが乗っている米国の船を、今、私たちは守ることができない」と熱弁をふるった。

ところが参議院の審議の中で、中谷防衛大臣は、米艦に邦人が乗っているかどうかは絶対的なものではないと答弁するに至っている(2015・8・26 参・安保法制特別委

11頁)。

イ このことについても、半田・前掲論文(長谷部恭男・杉田敦編・前掲書205～206頁)は次のように指摘している。

以前、安倍首相はホルムズ海峡の機雷除去のほか、日本人母子を乗せた米輸送艦の防護も集団的自衛権行使の事例に挙げていた。事例から除外したのは、分が悪いとみたからに他ならない。

一九九七年改定のガイドライン、一五年四月に再び改定されたガイドラインとも「非戦闘員を退避させるための活動」の項目で「日米両政府は自国民の退避について責任を有する」とあり、自国民の退避はそれぞれの政府の役割であることを明記している。日本政府は邦人輸送を米政府に依頼したものの、「最終的にはアメリカから断られました」(一九九九年三月一八日衆議院日米防衛協力指針委、中谷元衆院議員)というのが真相である。

その結果、政府は「過去の戦争時に米輸送艦によって邦人が輸送された事例があったとは承知いたしておりません」(二〇一四年六月一日衆議院外務委員会、三好真理外務省領事局長)と答弁。米国は日本人を輸送してくれないのだから自衛隊による米艦艇防護の必要は生じない。

安倍首相はなぜ、赤ちゃんと幼い女の子を連れた母親の母子三人が米輸送艦に乗っているポンチ絵を何度も使ったのだろうか。国民の感情に訴え、弱者救済が集団的自衛権に含まれるなら、行使解禁をやむを得ないと思わせるための詐術というほかない。

幼い子供のいる家族連れなら日本の外務省が「退避勧告」を出した時点で民航機などを利用して帰国するのが当然だろう。さらに戦争の危険が近づけば、近づくほど、相手から狙われる軍艦や軍用機を民間人の退避には利用しない。民間人を装った作業者が紛れ込む事態も排除する必要があるからだ。

3 立法理由の「米艦のミサイル防衛」の立法事実の不存在

柳澤協二(元防衛庁防衛研究所長・元内閣官房副長官補)は、集団的自衛権を必要とする立法事実が存在しないことを以下のとおり指摘する(柳澤協二「安保法制で日本は安全になるのか?」長谷部恭男・杉田敦編前掲書156～158頁)。

そのような無理をしてまで「日本を守るための集団的自衛権」が必要な立法事実があるかといえば、ホルムズ海峡に機雷がまかれた事態のように、備蓄や他のルートを選択、さらに他国による機雷除去の可能性などを考慮すれば、「日本が武力を行使しなければ国の存立を脅かす」ことになるとは到底考えられない事例をもって説明するのみである。

北朝鮮が日本に対するミサイル攻撃を示唆している状況で、日本防衛のために出動した米艦にミサイル攻撃がある事例についても議論されていた。だが、そのような場合に、米艦への攻撃が日本に対する武力攻撃の着手となって個別的自衛権でも対処できるのではないかという質問については、必ずしも日本への攻撃の一環とはいえない場合があり、その場合には集団的自衛権を援用しなければ国際法違反になると答弁している。

これも、現実を無視した議論と言わざるを得ない。仮に集団的自衛権であるとすれば、国際法上は、被攻撃国(アメリカ)から救援の要請がなければならない。また、集団的自衛権行使のためには防衛出動命令が必要となる。ミサイルが米艦に向かって発射された緊迫した状況の中で、こうした手続きを全うすることが不可能であることを考えれば、立法事実の例として論じる価値のない議論である。

こうして、存立危機事態における集団的自衛権の限定行使という立法目的自体が、論理的に説明不可能であり、具体的な立法事実も存在しないことが明らかになっている。

4 本件「戦争法」は立法目的(安全保障環境)を悪化させる

集団的自衛権の行使を容認することで抑止力を高め安全保障環境がよくなるとの被告国の説明には、合理的かつ客観的な裏付けがない。

ア 柳澤協二前掲論文(長谷部・杉田編前掲書160～162頁)は、このことを以下のとおり指摘する。

首相が好んで使う「安全保障環境が厳しくなった」というフレーズの背景には、北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出がある。

いずれも、日本にミサイルが撃ち込まれ、あるいは離島を奪われるかもしれないというのが「脅威」の実態であるなら、それは日本の防衛であり、個別的自衛権によって対処すべき課題である。四月末(原告ら注:2015年4月末)に改定された「日米防衛協力のための指針」においても、ミサイルからの防衛や離島の防衛は、自衛隊が主体的に行い、米軍は支援・補完することが記されている。そこには、集団的自衛権の必要性を示唆する表現はない。

南シナ海における中国の一方的な現状変更への懸念が高まっていることは事実であるが、こうした動きを抑止できない理由は、米軍の能力が不足しているからではなく、中国が軍隊を使わず、海洋局所属の艦船によって行っているため、軍事的対抗措置が取れないためだ。

それでも、将来の軍事行動に備えて南シナ海の軍事的抑止を目指すのであれば、それは紛れもなく集団的自衛権、それも、日本の存立を脅かす場合に限定しないフルスペックの集団的自衛権が必要となるが、この法案では、そのような日

米共同作戦は行う余地がない。

同時に、南シナ海に自衛隊を派遣するならば、それによって生じる日本防衛の能力の不足を補うための防衛力増強が必要になるが、政府は、特段の「軍拡」は考えていないと述べている。

すなわち、中国脅威論の立場から考えたとしても、法案は抑止の役には立たず、防衛力の増強を前提としない政策は、抑止政策として欠陥があることになる。(中略)

総じて言えば、安政法制によって、リスクとコストが増大し、喪失する利益があることは明白である。一方、日本の安全が高まる効果は何ら立証されていない。

イ また、長谷部恭男(早稲田大学教授)も同様の指摘をしている(長谷部恭男『憲法の理性(増補新装版)』225～226頁(東京大学出版会2016年))。

集団的自衛権の行使を容認することが、抑止力を高めるとの主張も見られるが、これも説得力に乏しい。抑止力を高めるには、いかなる場合に集団的自衛権を新たに行使するかを周辺国に対して明確に示す必要がある。ところが、与党の政治家の間では、今回の安政法制はこれまで以上の武力の行使を認めていないと主張する者もいれば(だとすれば、抑止力は高まらない)、地球の裏側まで武力行使の範囲が広がるかのような言説も見られる。しかし、後者の主張をする者も、いかなる場合に新たに武力が行使されるかを明確に述べようとはせず、最後は政府が総合的に判断して決めるというだけである。これでは、抑止力は高まりようがない。

そもそも一般論として抑止力を高めることが安全保障に寄与する保証も存在しない。我が国が抑止力を高めれば、相手側はさらに軍備を強化し、安全保障環境は悪化する可能性も少なくとも同じ程度に存在するからである。結局のところ、安保関連法制が日本の安全に資すると考えるべき理由はきわめて乏しい。

以上のように、集団的自衛権の行使を容認することで抑止力を高め安全保障環境がよくなるとの被告国の説明は、合理的・客観的な裏付けがない。

5 立法理由の「安全保障環境の悪化」の客観的事実の不存在

前述のとおり、安倍首相は、集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行う理由として安全保障環境の悪化を挙げるが、国会答弁の中ではなぜ安全保障環境が悪化したといえるのか、安全保障環境がどのように悪化したのかについての具体的な説明はなく、国民の不安をいたずらに煽るものであった。

このことを、半田滋前掲論文は次のように指摘している(長谷部・杉田編前掲書200～203頁)。

……安倍首相は集団的自衛権行使に踏み切る理由について、「日本を取り巻く安全保障環境がますます悪化している」と主張する。しかし、衆議院の審議では「悪化」の理由を明らかにしていない。言葉で国民の不安をかきたてる手法は詐欺師の手口である。

「安全保障環境が悪化している」といわれれば、人々が思い描くのは中国であり、北朝鮮であろう。では、両国の安全保障政策が日本の存立を脅かしているのだろうか。(中略)

中国が軍事力を強化する狙いは、太平洋で唯一の覇権国家である米国に対抗することである。きっかけは一九九六年の台湾総統選挙だった。独立派の李登輝優勢の観測が流れると、中国は選挙への恫喝として台湾近くの海域へミサイルを撃ち込む訓練を開始した。これに対し、米国が米空母二隻を台湾近海に派遣、中国は訓練を中止した。

中国の核心的利益である台湾問題でさえ、米国の強力な軍事力によって引き下がらざるを得なかった現実を前に、中国は海軍力と空軍力の強化に乗り出し、今日に至っている。

現在、中国は足元を固めるため南シナ海の南沙諸島の環礁で埋め立てを続けている。これに対し、米国は近く本格開始する予定の南シナ海の監視活動に自衛隊の参加を期待しているが、ここは慎重に考える必要があるだろう。

現在、自衛隊が日本防衛のために行っている警戒監視の南限は東シナ海までであり、これを越えるのは「専守防衛」を踏み越えることになる。自衛隊の警戒監視を南シナ海にまで広げれば、自衛隊の能力を超え、日本防衛が手薄になるばかりか、中国の反発を招き、中国軍の艦艇や航空機が日本に差し向けられることも想定される。冷戦時代、ソ連がしていたのと同じ挑発行為が今度は中国によって行われることになりかねない。

次に北朝鮮の問題を考える。内閣官房のホームページには「北朝鮮は日本の大部分をノドンミサイルの射程に入れており、また、核開発も行っています」と北朝鮮を名指しして警戒感をあらわにしている。

戦争は攻撃しようとする国の能力と意思の二つがそろって初めて起こる。北朝鮮に日本を攻撃する能力があるとしても、ミサイルや核兵器の数ならロシア、中国の方がはるかに上である。また金正恩第一書記が日本攻撃に言及したことはなく、現状で戦争の意思はないと考えられる。拉致問題は戦争ではなく犯罪であり、粘り強い日朝交渉を続ける以外に解決の道はないだろう。

安倍首相は「日本を取り巻く安全保障環境の悪化」の実例として、領空侵犯対処に備えた自衛隊の緊急発進(スクランブル)の回数が「一〇年前の七倍に増えた」と繰り返す。二〇〇四年度の一四一回から毎年度少しずつ増えて、一四年度のスクランブル回数は九四三回となり、確かに一〇年前の七倍になった。

しかし、冷戦期の一九八四年度には九四四回あり、一四年を上回る。冷戦の終盤の一〇年以上にわたり、例年、八〇〇回から九〇〇回以上で推移しており、冷戦時の方が緊迫していた。スクランブル回数で安全保障環境を計るなら、「日本を取り巻く

安全保障環境は良好になっている」と言わなければならない。データをつまみ食いして国民の危機感をあおる手法は、国民の政治への信頼を失墜させる。

なお、オーストラリアに拠点を置く経済平和研究所は、毎年、世界各国を平和で安全な程度に応じてランクづけするGlobal Peaceindexを公表しているが、2015年版によれば、日本は世界で8番目に平和で安全な国という結果であった。このことからしても、被告国が、本件「戦争法」の立法理由とする安全保障環境の悪化という具体的な事実は存在しないことは明らかである。

6 本件「戦争法」こそが「安全保障環境」の悪化をもたらす

集団的自衛権行使を容認した本件「戦争法」は、軍拡競争を招き、周辺諸国に対し攻撃的なシグナルを発信することとなり、被告国の説明とは逆に、国際社会及び日本の安全保障環境の悪化をもたらす。

ア このことについて、半田滋前掲論文は次のように指摘する(長谷部・杉田編前掲書207頁)。

自衛隊の予算、装備、人員は「日本の防衛」に限定することを前提にしている。海外活動を本格化させるなら、防衛費を大幅に増やし、自衛官も増員せざるを得なくなる。そうなれば近隣諸国は日本の軍事力強化に対応しようと競うように国防費を増やしかねない。軍拡競争のドミノ倒しである。過剰な軍事力は、東アジア情勢を不安定化させるだろう。

安全保障関連法の制定は「日本を取り巻く安全保障環境」を悪化させ、自衛隊は日本を守ることさえ覚束なくなる。憲法に違反し、国民を危機に陥れる悪法といわざるを得ない。

イ 遠藤乾(北海道大学教授)も、次のように指摘している(杉田敦・石田淳・遠藤乾「座談会 安保法制は日本の安全保障につながるか」長谷部・杉田編前掲書141頁(遠藤発言))。

新安保法制法の成立により、従来の専守防衛という日本の安全保障政策に大きな転換が生じた。政府は専守防衛に変更はないというが、全くの詭弁である。新安保法制法によって、攻撃的なシグナルが増し、戦後日本が培ってきた周辺諸国への安心供与の資産が大きく失われることになる。

これは、日本の安全を高めるどころか、逆に掘り崩すことになりかねない。

ウ 大森政輔(元内閣法制局長官)も、次のように指摘している(長谷部恭男・大森政輔

「対談 安保法案が含む憲法上の諸論点」長谷部恭男編『検証・安保法案どこが憲法違反か』(有斐閣2015年)46頁(大森発言)。

我が国が集団的自衛権の行使として、密接な関係がある国を守るために、武力攻撃をしている第三国に我が国の攻撃の矛先を向けることになると、その第三国は、反撃の正当な理由がある場合もあり、ない場合もあるのですが、反撃の正当な理由の有無にかかわらず、事実上の問題として、今度は我が国に対して攻撃の矛先を向けてくることは必定で、集団的自衛権の抑止力以上に、多国間の国際紛争に、我が国が巻き込まれる危険を覚悟しなければならない。バラ色の局面到来は、集団的自衛権の行使によっては到底期待できないのではなかろうかと思えます。

7 日本の安全保障にアメリカがさらにコミットするとは考えられないこと

集団的自衛権の行使を容認する解釈変更を行うことで、日本の安全保障にアメリカがさらにコミットしてくれるとの希望的観測が、解釈変更を正当化する根拠として掲げられることがある。しかし、このような希望的観測は極めて不合理であり、日米間の条約の不正確な理解に立脚するものである。

このことについて、長谷部恭男は次のように指摘している(長谷部前掲書225頁)(引用元の脚注の内容も引用本文の中に取り込んで引用している。)

世界各地でアメリカに軍事協力することで、日本の安全保障にアメリカがさらにコミットしてくれるとの希望的観測が語られることがある。しかし、アメリカはあくまで日米安全保障条約5条が定める通り、「自国の憲法上の規定及び手続に従って」条約上の義務を果たすにとどまる。アメリカ憲法は本格的な軍事力の行使について、連邦議会の承認をその条件としていることを忘れるべきではない(米憲法1篇8節11項)。つまりいざというとき、アメリカが日本を助けてくれる保証はない(アメリカ合衆国が他国と締結した相互安全保障条約に自動執行性はない。つまり、相手国が武力攻撃を受けた場合に、自動的にアメリカに防衛義務が発生することはない。自動執行性のある相互安全保障条約を締結することは、連邦議会の承認権を篡奪することになり、憲法違反となる。この点については、Laurence Tribe、*American Constitutional Law*, 3rd ed. vol. 1 (Foundation Press, 2000)、p. 660、n. 14参照。)。いかなる国も、その軍事力を行使するのは、自国の利益に適う場合だけである。アメリカが尖閣諸島の防衛に協力してくれるのではないかとの希望的観測が語られることがあるが、柳澤協二氏が指摘するように、人も住まない小島を守るために、アメリカの若者の血を流す用意がアメリカ政府にあるという想定は、現実的とは言えない(柳澤協二『亡国の集団的自衛権』(集英社新書、2015)145頁)。アメリカの政策決定者の立場に自分を置いてみれば分かることである。

8 存立危機事態該当性の判断基準の不存在

従来の自衛権発動の要件は、「我が国(日本)に対する武力攻撃が発生したこと」であり、それは客観的に認識、判断することが基本的に容易であった。

しかし、新3要件の存立危機該当性は、「密接な関係にある」他国に対する武力攻撃かどうか、それが「我が国(日本)の存立を脅かす」かどうか、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を、根底から覆す「明白な危険」があるかどうかという、いくつもの不確定概念についての「総合的判断」によって初めて、結論が導かれるのである。その被告国の判断の適否についての判断基準らしきものはない。

例えば、上記ホルムズ海峡の機雷封鎖の例を考えれば、政府は、輸入する石油の8割がホルムズ海峡を経由するが、それが途絶すれば国民生活に死活的な影響を生ずるといふ。他方、日本には約半年分の石油の備蓄があるとされるが、ではその備蓄が何か月分に減ったら「存立危機事態」になるのかの客観的な指標は、極めて考えにくい。しかも、日本のエネルギー源は、石油に限られたものではなく、1位はLNG、2位は石炭で、石油は3番目に過ぎない。

また、石油の輸入は、ホルムズ海峡が封鎖されても、中東のパイプライン経由での輸入も相当程度可能であるし、オーストラリアその他の国からの輸入を増やす方法もある。その他、エネルギー源の確保の方法は、外交交渉を含めて様々な方法が考えられ、それらの選択や努力のいかんによっても「死活的影響」がいつ生じるかは大きく変化する。そもそも「死活的影響」とは何かも判然としない。したがって、ホルムズ海峡の例で、いつ、どのような場合に、「我が国(日本)の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」に該当することとなるのかは、全く不明である。

9 小結(「立法事実」が不存在である)

以上のように、本件「戦争法」を必要とする被告国の立法理由には、立法事実として不可欠である立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実が不存在であるというほかない。なお通常、立証責任は、訴えた側にある。しかしながら、本件の場合、本件「戦争法」が必要不可欠であると同法案を被告国が国会(立法府)に提出したこと、その際には、立法事実(立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実)を被告国が示す必要が国にあり、そのための資料を被告国が独占的に所有していること、るる述べたようにその立法理由の理解が十分得られていないことを被告国は自認しながら、同法案を強行成立し、同法を施行したことを勘案すると、同法の「立法事実(立法の基礎を形成し、かつ合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実)」が存在するとの証明責任は、伊方発電所原子炉設置許可処分取消(昭和60(行ツ)133)の次の判示と同様に、被告国にあることは明白である。

原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟においては、判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議及び科断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。(最高裁判所第一小法廷 1992年10月29日)。

五 本件「戦争法」の「立法目的」と「手段選択」には、正当性・相当性がない

原告らが語る述べてきたように、本件「戦争法」は、国際社会の軍事的緊張を高め、国際社会及び日本の安全保障環境を悪化させる。したがって、本件「戦争法」の「立法目的」及び「手段選択」には、正当性・相当性がない。このことは、これまでも述べてきたとおりである。

そもそも、本件「戦争法」は、憲法前文の「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」との決意に反し、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」ことにも著しく反し、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」ことにも著しく反する。つまり、憲法に反するとの理由からも、本件「戦争法」の「立法目的」と「手段選択」には、正当性・相当性がないことは明白である。

結語

以上のように、本件「戦争法」を必要とする「立法事実(立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実)」が存在せず、本件「戦争法」の「立法目的」と「手段選択」は、憲法に反し、正当性・相当性がない。

なお、前述の詳細について必要があれば、別途準備書面で述べる。

以上